



書留 文久三年九月

文久三年九月

服部文庫
イ 17
2189
14



117 持
2189
14

文久癸亥

九月

長子 十六日

服部文庫
117
1289
1935

僅子一少我と為て携夫の魁ありとる片勝て一まねを
新産と遊義きりとも何ん俄る席を因と示さつらん秘傳元
斗まつてさう也我に信て 朝庭の手配をうけぬ捕新田とつ天保と
旗をの能く其用を果すもれし平ら徳川家の仇敵を
其三年事此因原の是れ一 切齒の解し忠告を名誰か
の痛しうさや恨恨とさう 物難と抱ひて敗形と待と西
其恥辱定利重信のさうけり國体とほし 勅命と致す
夫一門妻の為に辨命をさすれんさくつくらんさう之儀
妻と只まゝ一 忠告を義と信ひ夫謀と行ふ者出さず此書一先
其歸を名をさすれん也天下の條ホと將軍家の膝元を履
ハ携夫の命を定むるなり 切と海と説示をさすりて在國衛
の爲に信してある事あり 其の如く 其の如く 其の如く
此の民をさく如の如く 遂に信ひ着信の内を起するに

予徳川家の仇を骨とさうて 滅族と目と東門に侍人のこ
鳥年哀が

文久三年九月十日

皇國御前
淺井新三郎
貞國

此書は所年為る月日ある中占てる名をさするは
この一市を切腹して後をのりし
右書は所年平川町を平月代地家持始を後そこのや平本
方表作張るし其の定例と通す所あり

宣和三年少政之入之旨別後三人持得金千五百兩下新舊從傳云
者後云の中條

同前新現少政之入上政
少政後得持得金十五
兩下別後通傳合上條
入金千

今取月新現少政之入上政得金千五百
兩下別後通傳合上條
入金千
今取月新現少政之入上政得金千五百
兩下別後通傳合上條
入金千

今取月新現少政之入上政得金千五百
兩下別後通傳合上條
入金千

山田友月
水野信節
幸見一印
吉白二印
山中仙一印
吉成五印
金子二印
大内志信
次取宗印
分取宗印
初尾三印
武田一印
飯塚一印

加茂友長
仁科五印

谷 右京

佐野三印

根岸友山
小倉友平
椿佐五印
逸見三印
片山三印

形自絶以帝 固前新現若人
同上山頭後之 行自新自後其時
之入世也至十五而之 則其時
似有平一 入之入之

之口絶以帝 固前新現若人
同上山頭後之 行自新自後其時

右日行 之入世也至十五而之 則其時
似有平一 入之入之

右日行 西蕃印 似金一 似
以下亦同以

大德以唯年
中村錦三
瀬尾三
山形古古
三井年
関口三子
海色平心
村上常古
大津年
吉家年
分市年
井上年
若若年
中村又古
醍醐古

富田忠
青木年
林年
加相年
三田林
手塚要人
長三村
三田村
馬場年
林日年
村并金
若井年
中田年
金子武雄

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

中村山田
吉沢山田
石原山田
古渡山田
渡邊山田

市山田
藤山田
川山田
田山田
小堀山田

山山田
輪山田
大村山田
少山田
美山田
井山田

川山田
石山田
山山田
井山田

市山田
藤山田
川山田
田山田
小堀山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

右月山田
左月山田
中月山田

三上山田
山口山田
堀山田
渡村山田
小田山田

糟山田
岡山田
久山田
榎山田
小玉山田

山山田
尾山田

山山田
尾山田

中村山田
石山田
大川山田
所山田

右月山田
左月山田
中月山田

古田の村上
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の古津
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の鯉岡
孝孝の徳左
下田の吉田

古田の武田
弘徳の徳左
下田の吉田

古田の金子
正安の徳左
下田の吉田

古田の吉田
誠正の徳左
下田の吉田

西田の吉田
関口之吉
三井の徳左
内田の吉田
秋山の吉田

橋本の吉田
井上政右衛門
少中徳左
吉田の徳左
伊東の徳左

色見の徳左
庄田の徳左
古田の徳左
長次千松
石原 徹

小井の徳左
三枝の徳左
横倉の徳左
伊東の徳左
吉田の徳左

吉田の徳左
山田の徳左
山田の徳左
少井の徳左

中津の徳左
富田の徳左
山田の徳左
少井の徳左

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

古田の吉田
下田の吉田
下田の吉田

和田の吉田
吉田の徳左
吉田の徳左
内田の吉田
吉田の徳左

吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左

吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左

吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左

吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左

吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左
吉田の徳左

古河の飯塚
後加徳左兵衛
下古河の

古河の井上
生清徳左
下古河の
日行

古河の中村
五郎中徳左
下古河の
日行

古河の森
徳左兵衛
下古河の
日行

古河の中川
徳左兵衛
下古河の
日行

古河新八郎
石原右兵衛
田口徳左兵衛
徳左兵衛

徳左兵衛
岩城左兵衛
内倉七郎
田中九郎
金子内徳左

中津言兵衛
内倉左兵衛
少井武八郎
徳左兵衛
古河

古河の石原
再徳左兵衛
下古河の

古河の石原
生清徳左
下古河の

古河の石原
生清徳左
下古河の
日行

古河の三村
徳左兵衛
下古河の

古河の徳左兵衛
新徳左兵衛
下古河の
日行

古河新八郎
平川又三郎
中村左兵衛
千徳左兵衛
三徳左兵衛

古河新八郎
上杉山左兵衛
井上徳左兵衛
石原徳左兵衛

古河新八郎
切原左兵衛
村田新造
少井武八郎
新井徳左兵衛

古河新八郎
仲田林兵衛
柳原徳左兵衛
伊藤徳左兵衛
幸原云云

古河新八郎
後加徳左兵衛
下古河の
日行

戸後

右側御教段方
古河の徳左兵衛
下古河の
日行

山田右兵衛
村上徳左兵衛
徳左兵衛
柏尾三郎
玉徳左兵衛

以... 台... 山...

五... 山... 山... 山...

片山... 中村... 山本... 富田... 手塚...

中...

又... 山...

降...

海... 左...

山...

右... 山... 山...

美九月

一... 山...

右... 山... 山... 山... 山...

九...

山...

一... 山...

右... 山... 山... 山... 山...

一...

右... 山... 山... 山... 山...

考百石取教... 之... 通... 以... 列...
 之... 押... 治... 大... 生... 未... 并... 匠...
 百... 心... 在... 通

- 一 斬首 九
- 一 銀槍 四寸五挺
- 一 長刀 一振
- 一 腰刀 五寸六挺
- 一 大刀 六挺
- 一 具足 一領
- 一 矢 二本
- 一 箱投打 一
- 一 小笠守目 但云美入 三
- 一 清堀 三
- 一 生捕 五寸八
- 一 鏡 十二布
- 一 刀 三寸七挺
- 一 津釜 七寸四寸
- 一 左杖 一
- 一 弓 二張
- 一 高腰投打 但云美入 二張
- 一 弓腰投打 但云美入 三寸六
- 一 清堀 十尺
- 一 呂宋刀 十尺

- 一 早云
- 一 本陣胸當
- 一 油紙包
- 一 信杖
- 一 風呂敷
- 一 四寸八
- 一 十一

上下一... 本陣... 油紙...
 付与... 本陣... 馬...
 踏... 足...

生捕... 名... 前
 東... 三村... 日... 日... 日...
 小井... 日村... 湯... 武... 小...
 松中... 桂... 中... 西... 岸...
 依... 四... 日... 中... 新...
 後... 坂... 小... 山... 江...
 十... 中... 村... 内...
 山... 中... 村... 内...
 山... 中... 村... 内...
 山... 中... 村... 内...

此乃... 九月十五日

一九日十...

免

先... 松...

九月...

右... 松...

一九日十...

今...

津風つらふとて書す

九月廿四日

出岸

陸軍少佐

一 櫻井

水田の果

板倉の果

井上氏の果

田所氏の果

福永氏の果

其の果

聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果
聖堂別荘の果

一 平代及家

尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友
尾張古物之友

大目付

若冲
若冲
若冲
若冲
若冲
若冲
若冲
若冲
若冲
若冲

右通十石位之而二二二二二

一松年各岸以

先通三河而中河通海軍部之去而東定及礼物等河州至也
女部出張之定去之河州板橋村并實法之村也出張
板乃之松年何事也其部其在河州下坊人教等也
此後自何事也

九月

松年各岸以

一九日之新之十月日身者為張氏

九月

九月

三井公事
大丸公事
其の部令也

此去其路之世界中華之區通之分派也之石知是事之派
注破能者之若其自之之知之報國之不咸也 宣國之
被帝、石也其石國不并漢學法事之信也之系於未
當之之津信之系一諸國系為之作也其信之云也之類橫
派者乃其信之系也其信之系也其信之系也其信之系也
竟此之其信之系也其信之系也其信之系也其信之系也
宣國之信之系也其信之系也其信之系也其信之系也
一信之系也其信之系也其信之系也其信之系也
其信之系也其信之系也其信之系也其信之系也

関内より兵隊の出入り全無謂也法解之文大なる運送之為るは
自後大なる金と云ふ事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る
能はる事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
身今取困る人重なる力能者事三拜に事ありぬは存之と云
之は御座る事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
入用と存之と云事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
其事連欠の御座る事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
越前以事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事

九月

報國の隠士

右書行所存之と云事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事

右書行所存之と云事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
方尺如許

一九月十六日

松平肥後守家康公御下向
下市村私取出此陣中
手書亦陣中
此陣中
是は御座る事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
不持止事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
右書行所存之と云事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事
右書行所存之と云事三拜に事ありぬは存之と云他は御座る事

九月

松平甲九人

一〇

久多

伍長

土居依和

菅原守善

中恒福平

原田龜平

和田孝平

新田清月

江原隆八

志下武馬

市川長平

永也市兵

保 丹建

伊波國治

無名流者

竹下熊雄

水田重太郎

島村省吉

今島柳

穴戸海江

志下保太郎

林正三

今松方

志田川長平

野宮徳兵衛

勘定方

小川佐吉

記録方

付林台平

換方

过裁

少姓

右の如く白紙に用いた事

温石河

尾崎流

石川

少高

市田

林

口

市村

山口

荒

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

市田

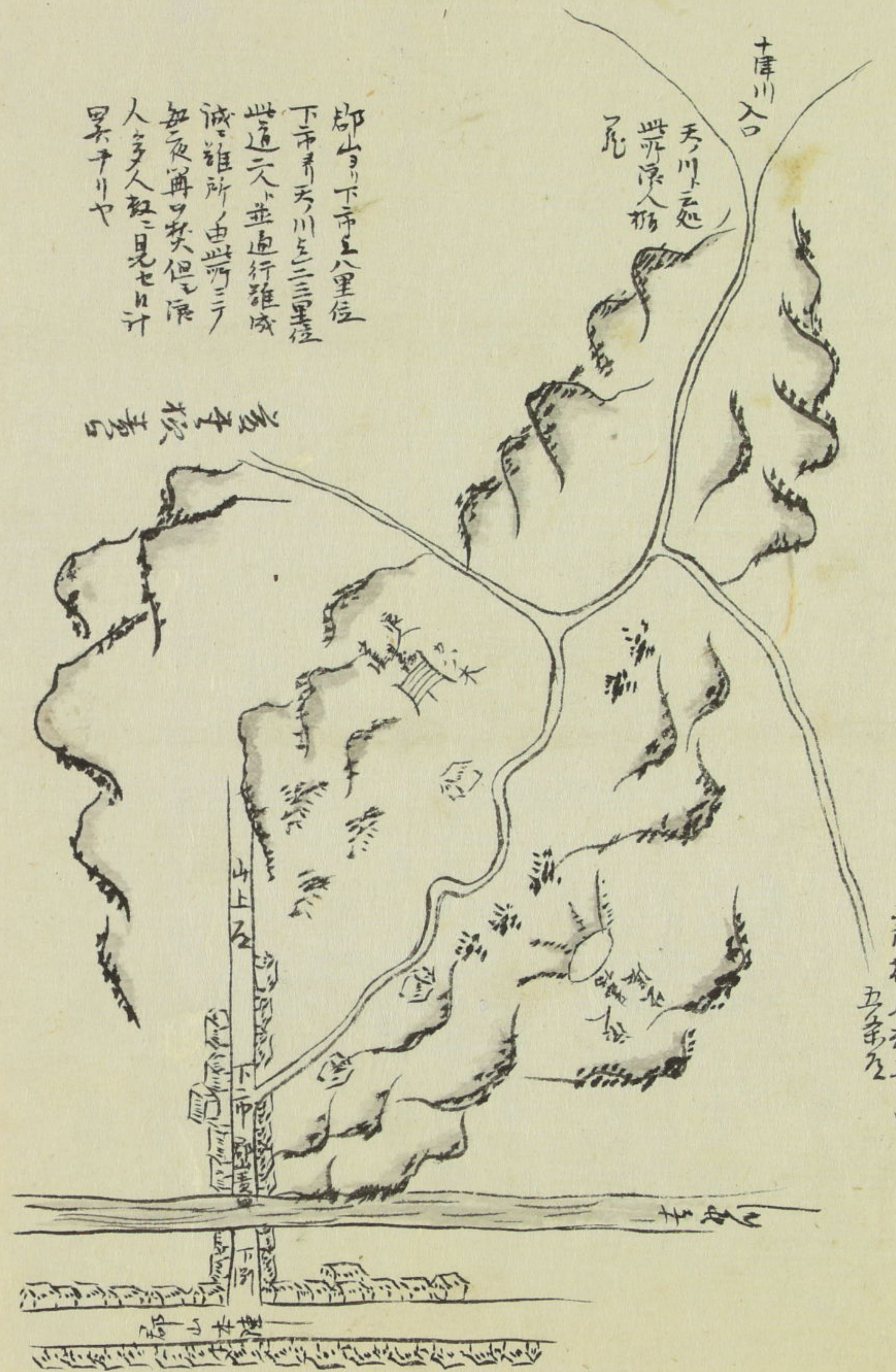
市田

市田

市田

市田

市田



郡山 下市 八里位
 下市 天川 三三三三
 世宗 六 並道行難成
 世宗 所 由 此 三三
 每 夜 再 日 焚 但 僅
 人 多 人 取 見 七 日 計
 果 子 十 七 日

五郎根人取麦口
 五郎根

一 郡山 下市 八里位

仲土

此度於和州浪士札坊等處河内法廣等處皆受其度月
 朔庭如多中洲之友河川砂中多松年土佐等處年各在河内大
 和和取重多押宗防部等油取互等令之應援了之等之在取
 多之取重多等得形情足計修城之可多百斗在河内之在
 稻多系也等之在河内之在河内之在河内之在河内之在河内之在

九月十七日

郡山 下市

一 郡山 下市 八里位

此度於和州浪士札坊等處河内法廣等處皆受其度月
 朔庭如多中洲之友河川砂中多松年土佐等處年各在河内大
 和和取重多押宗防部等油取互等令之應援了之等之在取
 多之取重多等得形情足計修城之可多百斗在河内之在
 稻多系也等之在河内之在河内之在河内之在河内之在河内之在

九月十七日

郡山 下市

一 郡山 下市 八里位

仲土

此度林山南迎之地而之之人數多者之三四日據察所與
加與中細之友相率而作事也。信有是事也。諸君人其
中各之居據之。信有是事也。諸君人其
出界之人數多者之法防之。尤少未相。信有是事也。諸君人其
計之。信有是事也。諸君人其

九月十九日

周部在也

一書信也

我信者中上系仕天機日向降路大板表。信有是事也。諸君人其
至印心勝。信有是事也。諸君人其
之。信有是事也。諸君人其
均合上系仕也。信有是事也。諸君人其

九月十九日

本林何也

云氏

四十七日。信有是事也。諸君人其
印心勝。信有是事也。諸君人其
根。信有是事也。諸君人其
乃。信有是事也。諸君人其
概。信有是事也。諸君人其
之。信有是事也。諸君人其
之。信有是事也。諸君人其
物。信有是事也。諸君人其
坊。信有是事也。諸君人其
乃。信有是事也。諸君人其
風。信有是事也。諸君人其

是物今更詳集浪難除之有格差所三町分丈勿備定所之
本戸之切多ノ事少七方所分下切中但歩之之云云花前通止押
事ノ多ノ数海子林木町下石城町所傳之由底竹海之長官等
同町所之竹海等河七方之歩之之云利石之先竹等取竹池
取指右之格差河後之方入口木戸橋（注） 取之内之切坊市
小南之左之海子寺隨和門外之但之歩之之云云一之
云云之云云之云云之云云之云云之云云之云云之云云
國防之切坊中坊大橋相馬大橋亮板板若内候之柳
板若林河之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊
此之歩之之云云之云云之云云之云云之云云之云云之云云
捕押之由御礼坊人七人之内之云云之云云之云云之云云
板若林河之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊

果者之在也

方子前日之候

少中候 係八

日 甚左部

三番所之候 洪之由

西九下之候

重候之候 右方不知

左方之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊之切坊
取之由御礼坊人七人之内之云云之云云之云云之云云
取之由御礼坊人七人之内之云云之云云之云云之云云

但日捕押之由御礼坊人七人之内之云云之云云之云云
ツヤ

亥九月十七

至正世會事如燈死無人所不知之者執之尤何止百斤耳亦如燈事大
坊亦不之知一第本絕并絕乃士等之其月則相稱身人盡知其事
此後之世也

九月

松平甲斐守
今有在之節

一四八

去正官之子市合之と考方人数柄原の天の川止向孫如如張家山
浪集伏疑為可夫之手紀之網の如山首之捉獲其の捕之何方
為家乳もたを事一柱之是罪之切也嚴之其網也平の天の
川止向孫如如張家山

九月廿四日

松平甲斐守
大谷紀一郎

一向の世

九月廿四日

仲五

寺村

方々武軍此の是より原中世話もて信光燕王相極慶政等
隊伍而末之は不粗思ふ去武之節意も多保公等之且風
雨之異之四船之也又相陣之法に別れ合隊事也之否判り
常之激疎我一戦國之士風之掃一り情愛無起球一様今
之形勢何地之否論何時何地之事要源也此都斗打物
所謀也、列り而之機之也一都下之法練と可も傳之勿論之
事之依り先般に當方市中廻り之像一之口も止る也如信
其此度改言當方一同中郭内也進之像之何れも傳
其意也一向之各名厚役論及振武之市進是相也之如言
致其右別紙之通相之傳也如像之何れも傳之何れも傳
何れも傳之傳事

右ノ道ニ當リ新當以ノ指通ニテ其ノ事

九月

別紙

中府内史重南巡邏并屯所記

青山万人町古青山峯ノ由爲古前道リト其ノ事ニ麻布院
土坂名四ノ邊ト云々赤羽松橋新橋南一各

右麻布天眞寺屯所

汗書院當持

青山山ノ町ノ事ニ赤坂馬ノ本道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト
境西ノ方一各

右麻布長谷寺屯所

大石爲持

赤羽松橋分廿之四邊ニ麻布院土道ノ青山峯ノ由爲古前道
其ノ事ニ右ノ赤坂馬ノ本道地端係馬ノ幸松馬ノ新橋川ノ由道ノ
金松橋ト云々一各

右笠金院屯所

中川性徳持

幸橋新橋川筋ト境馬ノ山下ノ數馬馬松橋渡松馬銀
橋ト云々江ノ戸松道ノ川境下町築地一各

右西川松馬屯所

法山性徳持

江戸松川筋ト境馬ノ幸松橋馬ノ本道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト
通柳原土手境一各

太古玉田白院屯所

法書院當持

箱根松馬ノ神田松馬ノ由道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト
其ノ事ニ牛込馬ノ由道ト境馬ノ小石川馬ノ内ノ箱根松馬ト云々

右法水馬屯所

新田當持

田安馬ノ事分四各邊ノ由道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト
其ノ事ニ平河馬ノ事分四各邊ノ由道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト
其ノ事ニ外橋馬ノ事分四各邊ノ由道ノ事分四各邊ノ内爲新當ト

大藏所 法書院 屯所

法山性徳持

赤坂内分分後回馬の通下と院南三万歩の歩馬幸指
山より内日比若山内通、梅田一帯

右山王屯所

大田島村

市山山内川境分深川所村主一帯

右山内山王屯所

日書院島村

右より自巡邏之場と分り宿舎あり一帯不克屯所相定あり
戸合持防軍を想ふ刻時刻に定りて是の四つ三事

一巡邏番番の隊を想ふ刻戸合一層想て之代に防軍を
至と路に腰を糧用三事

一大勢一列又六官連り隊を分限に定り不三事難云ふ事分官
連り隊相止三事

一美服より比力たるべくし侍共目三武官又六官御共及衣
服ホハ三事三用事

一軍旅に制度相字の事より侍共屯集し而して二人又六人
伍を分ち十五人又二十人又十人伍に編集して一隊を

隊長と定め同我分隊の侍共を兼教離合之法と字の巡邏に
時々隊伍を不押星を布列不自は隊と定りて致し相籍共

怪き者亦見御共才時官三定り合隊して不押三事尤事三定
才三事亦三事切控不三事

一此語先のちて澤く事弱より及隊又六能者三事業軍格
振舞於三事三武三事三隊七事勿漏全隊に裁度三事

一此支配に隊に持防三事不時巡路致し屯集所を是四三事進
退未任三事未教守致し一帯に毎日向原三事話三事三事

右三事三事相三事侍共支配三事者亦三事侍共三事三事三事

九月

同文三言

別紙

同文三言

右書白和由多酒 九月十九日

一向之酒者

大目付
長水酒子配
附所抄

寺社より

前同文三言勿論之事より余等其意支配一問より各々存後衛
加多振武之節迄意者所より其尤是之能者之旨其意之旨
意之場而之之像と成中各々存其意別紙之通一之存
多向之像と海濱は向掛大目付由由月日と法事
右之通也其情細文配に抄を了るる其之事 九月

別紙

西存内は登南也通并屯取之配並

畧者其介内多新有通了境夫分市各通了介通了江州境
西の方一各

右市各月桂寺屯取

江州境分小石川通了介通了筋迄通了介市通了加州居友
前分寺律寺通了境西小一各

右小石川傳通院地中屯取

筋迄通了介市通了寺律寺前通了境更各柳京知通了求
田下右寺字一各大川境迄

右下右廣徳寺屯取

市下右本川境分小市所一各

右市所流勒寺屯所

右之通也通了場而之分市之寺家より其意而之屯集所抄
其申合持物抄定之是夜之別時刻之旨之旨是也了了

一此進當當之像其地之數中台一室夜了之方交代了後尤後
者多為是洛之腰之根用言之事

同文三言

別紙

同文三言

右書身和泉寺後之 九月十日

大目
後山寺記
町
中

一此中山大住持

仲八

日限不

此伊之

青月夜夜夜 天龍居人喜於中山侍從及使去尾侍隨方
寺按作の上田宗見上之平年 呂連德德切大羅德乃防之
乃持高甲山台大和口山一山中下侍之像之形身甲老學
位重方何之我者上之不和教以人乃天王院也高人信於
川居吉古上志嚴院長尾高人信金屋高而方止常下立來
字信方其代寺院金和院 如德上流世方日身角少侍心按
道德十本大羅其火之所 德地十挺斗 乃於金和院下
派之形別紙言 自袖和言 通形身者一見上上一回示
法以言以者言 入言 入言 引取三派其言 我者上列紙
寫之 通書也經乃言言九時前 寺院前夜之通 而金和
打心一見上之流言 中言 是言 尤之 後書 得天信信者神

知る事能きよるを以て

合衆國北蒸氣軍艦ゼームストウシ船は江戸に至る一き命なりて
既子才二十五日^{九月}の夕刻に出帆したる故に合衆國及び和
蘭の両全権を共し和蘭北蒸氣軍艦メギエ船を乗して第
二十六日^{九月}の早朝に江戸に赴けり

此メギエ船の到着せるや否や彼の両全権を直ちに海濱に赴
き濱御殿の近傍に在る海軍所の廣館に於て御老中が會合
せり此席に列坐せる者は御老中以下若年寄數人外國奉行二人
其外総て高貴に役人あり其一人の外國奉行は有名なる竹
本甲斐守よりて英國より日本に促したる過代金を拂ふべき事
を商議せしむる故に其役目を放し給はる評判あり人なり蓋
し右の市役人方を総て善く禮讓と謁せよといへり内心に何
れ包藏せる事ありて平日より殊に其丁寧と顯たる様子なり

諸平常に禮儀作法書と相湊たる後今日應接の要件を聞け
ん即ち外國交易に事を行神奈川鎖港の一條あり

御老中合衆國及び和蘭の両全権を謂て曰く今日公等を茲に
招きたる所以は 大君政府総役人の前より方今切迫せる重
大事件を打明て公等が陳せんが為なり但し之と十分ならず
解せられて落着き見るに至るまで猶幾度か會談を催さる
を得ざる一は是を以て我等も竹本甲斐守及び池田修理を此
掛り役を任し此事件を商議して外國人を横濱より引退りしめ
神奈川の港を鎖して外國との貿易を止免しめんと欲す蓋
し執政小笠原より贈りし書翰を 日本政府の命を告る
者よりて外國人を以て盡く日本を立退りしめんと欲する意
ふれり方今を捨て是を用ゆる事あり然れども只横濱
の一港に於てを餘義なく是を鎖する所待さる也伏して願く

と公等此趣と其各國政府に報告せんおとと
是に於て兩全權を駁然として驚て曰く我等と江戸を招き
たるも全くかやうなる説話と聞しめん為なりや此事を尤重
大なる事件として若し果して申老中面會れ為る我等と招き
しるも全く此の爲なるか何故に英吉利及佛蘭西のミニストル等
を招きしや我等の間くことと願ふ所なるを
御老中答曰く此事件は就て未だ英國ミニストルも又佛蘭西ミニス
トルも相談する事なく殊に合衆國及和蘭の兩全權と談合
する所以に合衆國を我等と第一に條約を結ひ和蘭も昔より
是れ親友たるを以てかり且此事も重大事件なるゆへに大
君政府重役人の盡く列席せる眼前に於て之と談合せん事と
願へども是れ江戸と出て横濱に至る外國はミニストル等と待受
る事多し其れ容易ならざるを以て已むおとと得を公等兩人と

江戸を招きて此相談を承引せしめんを欲せし
又御老中曰く外國に親交を結ぶおとと我等は願ひしおとと
實に之と條約書は初に置けし然らん交易通商と盛んせんを
も懇親和睦と安全にするを我等の最と願望する所也此故
に神奈川港と鎖を非んと實に恐らく此親切なる文際
を保つて儲えんらんおとと蓋し横濱に於て交易を始し
しるに蘭國中多く不平と鳴らし及逆と懐く者ありて既に一
揆騒動と醸して將に不日お尾解の勢にお至らんを以て今我等
此事勢と挽回せんを更にお策略ありしる如しといへども茲
に唯之と救ふべき一良方ありし實に神奈川の港と鎖して總
て外國人の長崎箱館に移せんを若しする也此處所を以て
て諸外國のミニストル等も日本政府の執政全權等共の程
よく相談をせんと得べくして更に疑ふべき事はなし

日本は重役等曰く元來外國と條約を結ひたる所以に特は今の貿易交通に日本は適當ならずやと試見人の為なるものも然るに今その甚しき不適當なる事と會得したると以て更し諸國のミニストル等も其中國政府と相議するところ各相合して横濱と立退んや否やと聞知をんと欲す但し是迄横濱に於て毎度殺害の事ありし事嘆息するといふも此港を鎖まよ非されざる之と林市ある事と得る且國中蜂起したる一揆と拒くまよ又此港を鎖まよ何らされざる之と鎮請すること能あるをん

合衆國のミニストル及び和蘭此コンセルネーション等曰く是れ如き存意を我等は議するに能ざる所也抑も其存意有りて此度我等は江戸を招きたるも猶人と我家より退りし人の為に及て之と迎へ来らしむる如し且セチラールフロイン卿老中方子告て曰く日本政府と合衆國政府との條約を一時假り定めたる者小

派すして實は萬世変を危うくする者也且夫條約といふ言葉は一一定不朽の基なりといふ義ありてその條約は二字に對して之と廢する能はざる實は之と廢すべからざるなり
沛老中方曰く此會議の主意を願くを其地の各國ミニストル等小告るべし勿れと是は於て來會せるも全權断然して沛老中方子告て曰く今日會議は始終を盡く我等より速小之と他の外國同職の者小告知せしめしは但彼等の其事は肯んせざるべき也恰も既に條約を結びし諸政府を横濱或は他の諸港を退らん事と希望せると因極を實は無益の事なり
且合衆國のミニストルは左件と論する小至れり曰く予之を考ふるに抑大なる了簡達を仮り大坂に開港を廢するは亦是れ是れ成就すべからざるべし之と成就するをのらされ

今謂ふ所の願望と又必之と行ふべしと
諸此等全權を日本人に云ふは告諭とすべし之は一條の
詰問に設け且下の閣一條に就て二條に詰問をなした
る跡よく各その坐を退けり

大君再度上洛此事と此他の外國事件を就て一と談判
あることなり

我等之と察するより右等此事は此會議の重大なる箇條
なり

合衆國のミニストル及び和蘭にコレセルセ子ラールを其横濱
に歸着するや否之直ち二十七日に會議の始終を逐一
英佛のミニストルに報告せり

是は於て御老中も英佛にミニストルに招待の書翰をかくり
て彼等と會議應接をつきり為す方人子に下す至らんとす

希望を望みし此便りも其會議を企する主意と別段に
記載してあり也我等之の證する能くはされし御老
中方多一の重大なる事件ありて此等全權を共之と商
議せんことを願ふべし

英國女王殿下の全權コロ子ルニールを直に此書翰に返答して
是の如き日本政府は異状奇体は招待を以て成丈之を禁止
すべしといふ

其報書に謂らく是れ條約の大理由を負くを外に一も目的を
き無益の會議と為すと能くは又是の如き議論に就ては
日本政府の全權公使を受ると能くは唯吾の能くは所の
力と竭きし一二に使節と本國政府を贈り 日本政府は
求むる所の言葉と丁寧に記載するに若うは但し此手續を
日本政府に於て甚し簡要に事なる故にその言贈れる言

業よく之と熟考をせんと何んは然其予之と聞けり英國政府
の返答未だ一定をなす間も既に日本に於て英國の利益を妨害
せる舉動ありて今全く予ら支配する職掌を竭し之と争わざ
ると得ざる也

所老中の招待を付て此明白瞭然たる返答を必し將にコロスル
に神奈川鎖港の一大事と評義をん之欲する所老中も熱心と涼
解するに足る一且日本政府其存意を一瞬の間も完成せんと欲
して饗応と設けたるを合衆國及び和蘭の両全権等の断然と
して之を賤しめざる所ありて恰も此返答を符合する故に總ての
外國人が引退るゝむる小笠原に舊説と一変したる彼等此告知
を再び變して之を廢置せんとする一此新聞第二十號に薩
摩と英國との闘争が就て薩摩より大君政二府小向て同意を
しや否やと問ひし由と記し其^後第一号に薩摩を大君

を助るの用意をなす由と聞けり之を記す然るに方今聞
所は據れも薩摩を大君と既に盟約と結ひ是に依り
大君は為し長門の太守に讎敵となれりといふ
吾等竊するに蓋し神奈川鎖港の一件も方今危急の
時勢に臨みて薩摩及び其朋友なる強國と大君の味方
とならざる為し欠くる事なり其の要務なる一此案恐らくを違
ふべし

宮崎元立譯文
柳川春三校正

是日見代松山と高野山と幸乃人数百連と云々夕日輝き山は紅霞
中野(此山)高野山と云々

九月

加賀中納言
加賀守在り

別紙

加賀中納言

右高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々山は紅霞
中野(此山)高野山と云々

山事

一九月廿五日(卯) 幸乃人数百連と云々

所用之儀多しと云々高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々
高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々
所用之儀多しと云々高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々

其書之と云々

九月廿五日

連名

服部 長 友

一九月廿五日(卯) 幸乃人数百連と云々

吉屋 宗 正

古代
坊山 内 吉

所用之儀多しと云々高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々
所用之儀多しと云々高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々

黒田 伊 勢 守

一上校 淳 正 氏 印 之 書

仲五

美多利人(此書)痛高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々
所用之儀多しと云々高松山丹波守と池田と又是人数百連と云々

宣下官加為極重是都立使令在以此山為向以使者中其以上
九月五日

步兵行

日辰 辰巳

日辰 辰巳

去月十七日辰巳後之所引為て歩兵之去及只福右之歩兵
屯所亦之有跡之此亦右之跡之不行而之跡之歩兵之依
之之跡之歩兵之

九月五日

九人名

白札

先不在名札

一 浪本原内傳之白札之書付

仲五

竹内下野也
只此定奉行

五條陣至法武代後浪本原内傳去月十七日一撰之合以去是右陣
屋之亂入陣内及死之故同人之武代梅田平三郎出有跡之武代
依之并中平部一中之由之別紙之通書而多利乃其後合免
此有之

別紙

浪本原内傳之陣屋之一撰之合以去是右陣

依之并中平部

去月十七日和州五條陣屋一撰之合以去是右陣
散挺之鉄炮之歩兵之防之陣屋之其之陣内傳自其後武又
去是右陣屋之其後之陣屋之放火致之其死骸焼
焼死骸雜之其後之陣屋及死之傳之其御之其陣内手

吾子之學於今以弟也吾子之在極不地之者其學之在何人先之
有極之像不待難耳 其學之與吾極之像其學之在何人先之

九月五日 十月五日

十年九月五日



